

重要

インフルエンザによる出席停止期間の基準について

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日
(幼児にあっては3日)を経過するまで

学校保健安全法施行規則に定められています。

※「発症」とは「発熱」を目安とする。

※発症後4日目以降に解熱した場合は、解熱日によって出席停止期間は延長される。

| 例 | 発症日 | 発症後5日間(出席停止期間) | | | | | 発症後5日を経過 | | |
|---------------|-----|----------------|-----|-----|-----|-----|----------|------|------|
| | 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 |
| 発症後1日目に解熱した場合 | | 解熱 | 1日目 | 2日目 | | | 登校OK | | |
| 発症後2日目に解熱した場合 | | | 解熱 | 1日目 | 2日目 | | 登校OK | | |
| 発症後3日目に解熱した場合 | | | | 解熱 | 1日目 | 2日目 | 登校OK | | |
| 発症後4日目に解熱した場合 | | | | | 解熱 | 1日目 | 2日目 | 登校OK | |
| 発症後5日目に解熱した場合 | | | | | | 解熱 | 1日目 | 2日目 | 登校OK |

★一番短くても「5日間」は、学校を休まないといけません。

抗インフルエンザ薬の効果で熱は下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります(二峰性発熱)。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校や登園を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。

